

## つくば市緊急通報システム負担基準

利用者の区分	利用者負担額(年額)
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者	0 円
市町村民税が非課税の者	0 円
市町村民税が課税されている者	7,560 円

備考 通報機器を利用する年度の8月1日時点の利用者の状況により判断するものとする。ただし、当該日時点の利用者の状況を確認できない場合は、市長が別に定める日時点の利用者の状況により判断するものとする。